

| | | | |
|-------|--|--|--|
| | 1. 原子力災害対策重点区域 | 2 | |
| 【要検討】 | (1) 島根地域における原子力災害対策重点地域（PAZ、UPZ） (2) PAZ、UPZの概況①、②、③、④ | 3 4, 5, 6, 7 | |
| | 2. 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 | 8 | |
| | (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (2) 運用上の介入レベル（OIL）①、② | 9 10, 11 | |
| | 3. 関係機関相互の情報伝達体制 | 12 | |
| | (1) 警戒事態時の連絡体制 (2) 施設敷地緊急事態時の連絡体制 (3) 全面緊急事態時以降の連絡体制 (4) 情報伝達手段の確保 | 13 14 15 16 | |
| | 4. 原子力災害対策体制 | 17 | |
| 【要検討】 | (1) 警戒事態時の応急体制 (2) 施設敷地緊急時の応急体制 (3) 全面緊急事態時以降の応急体制 (4) オフサイトセンター (5) 原子力災害合同対策協議会 (6) 防災拠点の放射線防護対策 (7) 県庁等行政機能の移転及び業務の継続性の確保 (8) 国の職員、資機材等の緊急搬送 (9) 他の地方公共団体等からの応援計画 | 18 19 20 21 22 23 24 25 26 | |
| | 5. 住民への情報伝達体制 | 27 | |
| | (1) 住民等への情報伝達体制 (2) 住民相談窓口の設置 (3) マスコミ等への情報伝達体制 | 28 29 30 | |
| | 6. 区域別・対象者別の防護措置等 | 31 | |
| | 区域別・対象者別の防護措置等 | 32 | |
| | 7. PAZ内の防護措置等 | 33 | |
| 【要検討】 | (1) 学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難①、② | 34, 35 | |
| 【要検討】 | (2) 避難行動要支援者（避難することにより健康リスクが高まる施設入所者等）の屋内退避①、② | 36, 37 | |
| 【要検討】 | (3) 避難行動要支援者（施設敷地緊急事態要避難者（在宅者、施設入所者等））の避難①、②、③ | 38, 39, 40 | |
| 【要検討】 | (4) 一般住民の避難 | 41 | |
| 【要検討】 | (5) 避難に必要な輸送能力の確保 | 42 | |
| 【要検討】 | (6) 避難先（避難経路）までの主な経路 | 43 | |
| 【要検討】 | (7) 避難を円滑に行うための対策①、②、③、④ | 44, 45, 46, 47 | |
| | 8. UPZ内の防護措置等 | 48 | |
| 【要検討】 | (1) 学校・保育所の児童生徒の保護者の元への帰宅、避難①、② | 49, 50 | PAZとUPZ、 島根県と鳥取県、 各市間、 の書きぶりを調整する 必要 |
| 【要検討】 | (2) 避難行動要支援者（避難することにより健康リスクが高まる施設入所者等）の屋内退避①、② | 51, 52 | |
| 【要検討】 | (3) 避難行動要支援者（在宅者、施設入所者等）の避難①、②、③、④、⑤ | 53, 54, 55, 56, 57 | |
| 【要検討】 | (4) 一般住民の屋内退避、一時移転 | 58 | |
| 【要検討】 | (5) 一時移転に必要な輸送能力の確保 | 59 | |
| 【要検討】 | (6) 地区別一時移転経路等 | 60 | |
| 【要検討】 | (7) 段階的避難の実施（鳥取県） | 61 | |
| 【要検討】 | 9. 緊急時モニタリング | 62 | |
| | (1) 動員体制 | 63 | |
| | (2) モニタリングポスト配置図 | 64 | |
| | (3) 測定資機材 | 65 | |
| 【要検討】 | 10. 避難退域時検査及び簡易除染 | 66 | |
| | (1) 検査場所 | 67 | |
| | (2) 検査体制、資機材 | 68 | |
| | (3) 検査手順等 | 69 | |
| | 11. 安定ヨウ素剤 | 70 | |
| 【要検討】 | (1) 安定ヨウ素剤の事前配布 | 71 | |
| 【要検討】 | (2) 安定ヨウ素剤の緊急配布 | 72 | |
| 【要検討】 | (3) 安定ヨウ素剤の服用 | 73 | |
| 【要検討】 | 12. 原子力災害医療 | 74 | |
| | (1) 実施体制 | 75 | |
| | (2) 活動内容 | 76 | |
| 【要検討】 | 13. 放射線防護資機材、物資、燃料等の備蓄・供給 | 77 | |
| | (1) PAZ内の放射線防護資機材の備蓄 | 78 | |
| | (2) UPZ内の放射線防護資機材の備蓄 | 79 | |
| | (3) 原子力事業者による放射線防護資機材の備蓄 | 80 | |
| | (4) 県及び関係市における食料等の備蓄 | 81 | |
| | (5) 国による物資の供給①、② | 82, 83 | |
| | (6) 物資の供給体制 | 84 | |
| | (7) 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体 | 85 | |
| | 14. 国の実働組織の支援体制 | 86 | |
| | (1) 島根地域周辺の主な実働組織の所在状況 | 87 | |
| | (2) 実働組織の広域支援体制 | 88 | |
| | (3) 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応 | 89 | |
| | (3) 自然災害などの複合災害で想定される実働組織の活動例 | 90 | |
| | (4) 事態に応じた現地実働組織の体制 | 91 | |

主な原子力防災対策の行程(平成27年8月～平成28年3月)

島根県原子力安全対策課作成

| | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------|------|----------------------|--|--------------|--------|
| 原子力防災連絡会議 [2県6市] | | | | 防災連絡会議 | | 防災連絡会議 | | | 防災連絡会議 |
| 島根県地域防災計画(修正) | | 国指針改定 | 意見調整・修正案作成 | | | | パブコメ | パブコメ回答・修正案作成 | 防災会議 |
| 島根県広域避難計画(修正) | | 修正内容の検討 | | | | | | | |
| 島根地域の緊急時対応(作成) | | 原案策定 | 関係機関調整・作業部会において素案作成 | | | | 案作成 | | |
| 島根地域作業部会 | 作業部会 | | 作業部会 | 作業部会 | 作業部会 | 作業部会 | 作業部会 | 作業部会 | |
| | 避難行動要支援者など対象者の把握、調整 | 実態調査 実施・とりまとめ | | | | | | | |
| | 避難車両、運転要員、資機材の調達 | 関係機関、実動組織、電力事業者との調整 | | | | | | | |
| | | バス事業者・業界団体との連携(協定) | | | | | | | |
| | 受入市町村との連携強化 | 受入れマニュアル作成 | | 避難所等未公表市町への対応 | | 意見交換 | | | |
| | 避難退域時検査 | マニュアル作成 | | | | | 関係市・鳥取県・県警等と検討、訓練による検証(10月)、検査場所周辺住民への周知、実施場所公表(緊急時対応) | | |
| 他地域との広域連携 | | 伊方地域との連携体制の検討 | | | | | | | |
| 原子力災害医療体制の整備 | | 安定ヨウ素剤の事前配布(PAZ区域) | | | | 被ばく医療体制の見直しへの対応の検討 | | | |
| 緊急時モニタリング(実施要領) | | 作成 | | | | | | | |
| 緊急時モニタリングポスト(整備) | | 現地調査 | 契約手続・契約 | | 設置工事 | | | | |
| 屋内退避施設 | | 警察本部の施工、日赤松江病院の調査設計 | | | | | | | |
| | | 社会福祉施設への備蓄物資補助 | | | | 避難行動要支援者が屋内退避するための調整 | | | |
| | | 維持管理費の補助・交付決定 | | 維持管理費の補助・交付決定 | | | | | |
| 原子力災害業務継続計画(BCP) | | 庁内照会・会議 | | とりまとめ | | 計画素案策定 | | 調整 | |

島根地域の緊急時対応案へ反映

県庁移転運用マニュアル

マニュアル作成

「島根地域の緊急時対応」策定スケジュール（案）

| 作業部会 | 原子力防災連絡会議 |
|---|--------------------------|
| 第5回（9/8 13時） <ol style="list-style-type: none"> 1. 「伊方地域の緊急時対応」について 2. 「島根地域の緊急時対応」素案について① 3. 策定スケジュールについて 4. 避難行動要支援者実態調査について 5. 島根県原子力災害業務継続計画等について 6. 避難退域時検査マニュアルについて 7. 国の概算要求について | |
| 第6回（10/8 15時、規制庁原子力災害対策・核物質防護課長も参加） <ol style="list-style-type: none"> 1. 指針の改定を受けた医療体制の見直しについて 2. 病院、社会福祉施設の避難計画について 3. 緊急時モニタリング実施要領について 4. UPZ外の防護措置について 5. 安定ヨウ素剤の配布について 6. 「島根地域の緊急時対応」素案について② | 第2回 進捗状況の報告等 |
| 第7回（11/10） <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送手段（バス等）の確保について 2. 物資の備蓄・供給について 3. 在宅の避難行動要支援者の避難手段等について 4. 島根地域全体での段階的避難のコンセプトについて 5. 県境を跨いだ交通規制、避難道路の調整等について 6. 外国人、観光客への情報伝達について 7. 「島根地域の緊急時対応」素案について③ | |
| 第8回（12月頃、広島県、岡山県といった受け入れ側のオブザーバ参加を検討） 「島根地域の緊急時対応」案について① | 第3回 進捗状況の報告等 |
| 第9回（1月頃、TV会議） <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の避難等について 2. 避難退域時検査及び簡易除染について 3. 県庁等機能移転及び業務の継続性の確保について 4. 「島根地域の緊急時対応」案について② | |
| 第10回（2月頃） 「島根地域の緊急時対応」案とりまとめ | 第4回 「島根地域の緊急時対応」案の報告等 |

原子力災害時における避難方法等の実態把握について

1. 調査の目的

原子力災害時における、PAZ及びUPZ内の在宅避難行動要支援者及び一般住民に対して、避難時の支援者の要否、避難のための特殊車両の要否等を把握するため実態調査を行い、避難住民の安全、迅速、確実な避難手段の確保を図り、避難計画の実効性を高める。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

在宅避難行動要支援者及び一般住民

(2) 調査方法

- ① PAZ内の在宅避難行動要支援者及び一般住民
全世帯への訪問調査 4, 254世帯
- ② UPZ内の在宅避難行動要支援者及び一般住民
抽出によるアンケート調査 2, 500世帯

(3) 調査項目

- ① 世帯の家族構成
- ② 避難時の移動手段（自家用車、行政手配車（バス、福祉車両））
- ③ 避難時の支援者の要否、避難することにより健康リスクが高まる者の有無
- ④ 避難予定先（行政が用意した避難先、親戚・知人等の居住先）

3. 調査結果の展開

- (1) 避難行動要支援者の避難対策（支援要員、車両調達等）の検討
- (2) 避難車両の必要台数の把握、調達の検討
- (3) 放射線防護対策のあり方の検討

4. 受託者

東京都千代田区内神田 2-15-9 内神田 282ビル7F
株式会社サーベイリサーチセンター

5. 契約期間 平成27年8月24日～12月28日

6. 調査実施スケジュール

【PAZ】

- 9月下旬 … 自治会への説明、チラシ配布等
- 10月中旬～11月 … 戸別訪問調査
- 12月 … 集計とりまとめ

【UPZ】

- 9月下旬～10月中旬 … 住民基本台帳より無作為抽出
- 10月下旬～11月 … 郵送調査調査
- 12月 … 集計とりまとめ

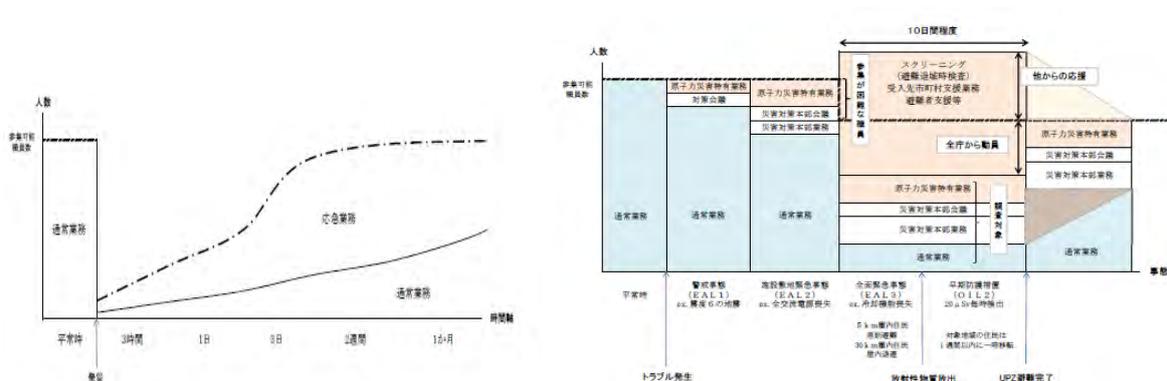
原子力災害時における業務継続計画等の策定

1. 趣旨

原子力災害時における応急業務体制を確認し、通常業務も含めた業務継続計画を策定するとともに、放射性物質放出後に想定される県庁機能移転のマニュアルを策定する。

2. 検討状況と課題

- (1) 平成 25 年 4 月に県の災害対策本部機能の移転先を出雲合庁に、他の災害対応業務機能の移転先を県立浜山体育館(カミアリーナ)とすることを決定
- (2) 平成 27 年 3 月に国から示されたスクリーニング（避難退域時検査）マニュアルに基づき、実施体制を検討したところ、最大 2 千人程度の動員が必要となると見込まれ、全庁的な動員及び外部からの応援体制の検討が必要な状況
- (3) 自然災害とは異なり、事態により参集人員、業務体制等が大きく変化



3. 今後の対応

- (1) 全庁的な動員を検討するにあたり、最大の動員が必要となる期間（10日間程度の想定）における原子力災害時の応急業務と通常業務について照会（9月目途）
- (2) 応急業務体制等については、トラブル発生時からUPZ避難完了まで確認。なお、UPZ避難完了後の中長期対策・復旧段階については今回検討を行わない
- (3) 県庁機能移転（移転のタイミング、移転方法、移転先に必要な設備等）については 応急業務体制等の確定後、検討（12月目途）

避難退域時検査の検討状況等

1 経過

| | |
|----------|---|
| H26.6.9 | 規制庁からスクリーニングの基本的な考え方「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」が提示 |
| H26.8.12 | 規制庁から名称の変更通知 「スクリーニング」→「避難退域時検査」 |
| H26.9.30 | 2県6市、両県警による検討会を開催 |
| H27.3.31 | 規制庁から「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」が提示 |
| H27.8.26 | 上記マニュアルの修正 |

2 検討状況

(1) 「避難退域時検査実施マニュアル（仮称）」の作成

- ①検査の体制、配置、誘導経路等の検討
- ②要員の貼り付け、不足する要員の確保方法の検討
- ③資機材の必要数量の検討、不足する資機材の確保方法の検討
- ④汚染物、汚染水の処理方法の検討
- ⑤両県及び伊方地域の検査手法の調整

(2) 関係機関との調整

3 今後の検討課題

- (1) 資機材、要員の確保・調達
- (2) 各検査場での時間短縮の検討
- (3) 渋滞対策の検討
- (4) 避難住民への周知
- (5) 避難受入県・市町村（住民）への周知
- (6) 要員の研修体制

4 スケジュール

- | | |
|-------|--|
| 9～12月 | 鳥取県、関係市、各県警等との調整 伊方地域との連携検討 原子力防災訓練による検証 |
| 12月 | 避難退域時検査実施マニュアル（仮称）の作成 |
| 3月 | 「緊急時対応」に明記 |

平成27年度島根県原子力防災訓練実施要領（素案）

1. 目 的

- (1) 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る
- (2) 住民等の参加により、島根県広域避難計画等の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る

2. 実施日時

- (1) 初動対応訓練
平成27年10月23日（金）
- (2) 避難措置等訓練
平成27年10月25日（日）

3. 主 催

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市

4. 参加機関

国、自衛隊、海上保安本部、島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、各消防本部、中国電力 他

5. 訓練項目

別紙のとおり

6. 重点項目

- (1) 実際の時間経過・事態進展に応じた訓練の実施
原子力事故発生後の関係機関が連携した初動対応や、放射性物質放出後のUPZ内の住民の一時移転など、実際の時間経過や事態進展に即して各訓練を実施し、防災業務関係者や住民等の事態進展に応じた対策に関する理解を深める
- (2) 社会福祉施設等における屋内退避訓練の実施
施設利用者等に対する屋内退避支援の手順確認及び社会福祉施設に整備した放射線防護対策設備の稼働手順を確認
- (3) 国のマニュアルに基づく避難退域時検査の検証
平成27年3月に原子力規制庁が作成したマニュアルに基づく避難退域時検査を実施し、検査手順や検査に要する時間等を検証し、新たに作成する県のマニュアルに反映

7. 訓練評価

訓練の評価を第三者機関に委託して実施する。

また、訓練参加者（住民を含む）に対してアンケートを実施する。

8. 訓練の中止

災害の発生または発生の恐れがある場合は、状況により訓練を中止する。

平成27年度 島根県原子力防災訓練 全体日程表（素案）

●平成27年10月23日（金）

| 時 間 | 各訓練項目別の実施時間・場所 | | | |
|--|--|--|---|--|
| 8:00 | | | | |
| 9:00 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 初動対応訓練 (通信連絡訓練) 【島根県庁ほか】 9:00～15:00 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> オフサイトセンター設置運営訓練 【島根県原子力防災センター】 9:00～15:00 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 緊急時モニタリング訓練 【島根県原子力環境センターほか】 (時間調整中) </td> </tr> </table> | 初動対応訓練 (通信連絡訓練) 【島根県庁ほか】 9:00～15:00 | オフサイトセンター設置運営訓練 【島根県原子力防災センター】 9:00～15:00 | 緊急時モニタリング訓練 【島根県原子力環境センターほか】 (時間調整中) |
| 初動対応訓練 (通信連絡訓練) 【島根県庁ほか】 9:00～15:00 | オフサイトセンター設置運営訓練 【島根県原子力防災センター】 9:00～15:00 | 緊急時モニタリング訓練 【島根県原子力環境センターほか】 (時間調整中) | | |
| 10:00 | | | | |
| 11:00 | | | | |
| 12:00 | | | | |
| 13:00 | | | | |
| 14:00 | | | | |
| 15:00 | | | | |

●平成27年10月25日（日）

| 時 間 | 各訓練項目別の実施時間・場所 | | | |
|--|---|--|---|--|
| 8:00 | | | | |
| 9:00 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 住民避難措置訓練 【各市ほか】 9:00～17:00 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 避難退域時検査訓練 【県立東部高等技術校ほか】 (時間調整中) </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 緊急被ばく医療活動訓練 【島根県庁ほか】 (時間調整中) </td> </tr> </table> | 住民避難措置訓練 【各市ほか】 9:00～17:00 | 避難退域時検査訓練 【県立東部高等技術校ほか】 (時間調整中) | 緊急被ばく医療活動訓練 【島根県庁ほか】 (時間調整中) |
| 住民避難措置訓練 【各市ほか】 9:00～17:00 | 避難退域時検査訓練 【県立東部高等技術校ほか】 (時間調整中) | 緊急被ばく医療活動訓練 【島根県庁ほか】 (時間調整中) | | |
| 10:00 | | | | |
| 11:00 | | | | |
| 12:00 | | | | |
| 13:00 | | | | |
| 14:00 | | | | |
| 15:00 | | | | |

各訓練項目の内容

| 訓練項目 | | 主要機関 | 主な訓練内容 |
|-----------------------|--------|-----------------------------------|--|
| 災害対策要員研修・本部図上演習 | | 原子力防災関係機関 | ・9月29日～10日1日にオフサイトセンターで実施予定 |
| 初動対応訓練 (緊急時通信連絡訓練) | | 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市 | ・初動対応の確認及び通信連絡 ・県、市災害対策本部会議等の運営 |
| オフサイトセンター設置運営訓練 | | 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、国 | ・原子力災害合同対策協議会等の運営 ・各自治体災害対策本部等とのTV会議 |
| 緊急時モニタリング訓練 | | 原子力環境センター、原子力規制庁、中国電力 | ・モニタリング(空間放射線量(率)測定、試料採取) ・要員被ばく管理 ・EMC企画調整Gからの指示書に基づくモニタリングチーム編成等 |
| 避難措置等訓練 | 住民 | 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 | ・住民への屋内退避指示等の伝達(広報車、防災行政無線、防災メールなど) ・屋内退避 |
| | 学校 | 県教育庁総務課、各市教育委員会、各学校 | ・各学校等への通信連絡 ・屋内退避 |
| | 社会福祉施設 | 特別養護老人ホーム(調整中)、島根県 | ・社会福祉施設への通信連絡 ・屋内退避 (放射線防護対策設備の稼働手順の確認、防護区画への誘導等支援手順の確認、支援物資等の搬入) |

| | | | |
|----------------|--------------|---|---|
| 避難措置等訓練 | 住民 | 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 | <ul style="list-style-type: none"> ・実動避難 ① 松江市（秋鹿^{あいか}地区）→川本町、美郷町 ② 出雲市（調整中）→調整中 ③ 安来市（調整中）→調整中 ④ 雲南市（春殖^{はるえ}地区）→県立東部高等技術校 <ul style="list-style-type: none"> ・各避難先に向かうまでにおいて、避難退域時検査を実施（県立東部高等技術校 等） ・避難退域時検査場所等において、原子力防災学習、原子力防災展示等 |
| | 病院 | 病院（調整中）、島根県 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院（避難元、避難先）への通信連絡 ・避難訓練（調整中） |
| | 在宅要援護者 | 松江市、出雲市、安来市、雲南市 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅要援護者が避難する際の手順の確認（調整中） |
| 緊急被ばく医療活動訓練 | 島根県、各被ばく医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療実習 | |
| 自衛隊災害派遣運用訓練 | 陸上自衛隊（調整中） | <ul style="list-style-type: none"> <初動対応訓練> ・オフサイトセンターへの要員派遣 <避難措置等訓練に併せて実施> ・避難退域時検査場所における車両除染 | |
| 避難誘導、交通規制等措置訓練 | 県警本部、各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導及び流入警戒活動（避難誘導ポイントに警察官を配置） ・停電時における信号機運用 | |

訓練実施時間および訓練事象想定については、訓練項目ごとに設定。

平成27年度島根県原子力防災訓練 位置図



平成27年度島根県原子力防災訓練事象の進行時間(案)

(対象プラント: 島根原子力発電所2号機)

[起回事象: 外部電源喪失(所内単独失敗)]

| 想定時刻 | 事象経過時間 | 訓練時間 | 事象内容 |
|-------|--------|-------|--|
| 8:25 | 0:00 | 8:25 | 外部電源喪失 (所内単独失敗(タービン・バイパス弁開不良)) |
| 8:25 | 0:00 | 8:25 | 原子炉自動停止 |
| 8:25 | 0:00 | 8:25 | ○原子炉給水ポンプ停止, 予備機自動起動失敗 ○A, B, 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機自動起動 ○原子炉隔離時冷却系手動起動 ○A-残留熱除去系ポンプ手動起動(圧力抑制室冷却モード) ○B-残留熱除去系ポンプ手動起動失敗(故障) ○主蒸気隔離弁手動閉鎖 |
| 8:30 | 0:05 | 8:30 | 警戒事態該当事象発生連絡 [給水機能の喪失]AL22 [原子炉除熱機能の一部喪失]AL23 |
| 10:20 | 1:55 | 8:55 | A-残留熱除去系ポンプ停止 |
| 10:25 | 2:00 | 9:00 | 原災法第10条通報(施設敷地緊急事態) [残留熱除去機能の喪失]SE23 |
| 10:50 | 2:25 | 10:20 | 【A, Bおよび高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機故障停止(全交流電源喪失(SBO))】 ○高圧炉心スプレイポンプ停止 ○低圧炉心スプレイポンプ故障(復旧不可) |
| 10:55 | 2:30 | 10:25 | 原災法第10条通報(施設敷地緊急事態) [全交流電源の5分以上喪失]SE26 |
| 11:20 | 2:55 | 10:50 | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [全交流電源の30分以上喪失]GE26 |
| 18:50 | 10:25 | | 原子炉隔離時冷却系停止 |
| 18:55 | 10:30 | | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [原子炉注水機能の喪失]GE22 [全直流電源の5分以上喪失]GE27 原災法第10条通報(施設敷地緊急事態) [原子炉注水機能喪失のおそれ]SE22 |
| 21:20 | 12:55 | | 原子炉水位低下(-427cm) |
| 21:25 | 13:00 | | 原災法第10条通報(施設敷地緊急事態) [2つの障壁の喪失]SE42 警戒事態該当事象発生連絡 [単一障壁の喪失または喪失可能性]AL42 |
| 21:42 | 13:17 | | 圧力抑制室水温100°C超過 原子炉水位低下(-539cm) |
| 21:47 | 13:22 | | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失]GE23 [2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性]GE42 |
| 23:20 | 14:55 | | 原子炉格納容器内放射線量上昇(炉心損傷) |
| 23:25 | 15:00 | | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [炉心損傷の検出]GE28 |
| 5:46 | 21:21 | | 原子炉格納容器(圧力抑制室雰囲気温度)最高使用温度104°C超過 |
| 5:51 | 21:26 | | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [格納容器圧力の異常上昇]GE41 |
| 16:50 | 32:25 | 12:55 | 格納容器圧力上昇のため, 放射性物質放出に至る |
| 16:55 | 32:30 | 13:00 | 原災法第15条報告(全面緊急事態) [敷地境界付近の放射線量の上昇]GE01 原災法第10条通報(施設敷地緊急事態) [敷地境界付近の放射線量の上昇]SE01 |
| 17:50 | 33:25 | | 敷地境界放射線量低下(放射性物質放出停止と推定) |
| 17:55 | 33:30 | | 原災法第25条報告(放射性物質放出停止と推定) |

オフサイトセンター設置運営訓練実施要領（素案）

（平成 27 年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）において設置運営訓練を実施し、現地対応能力の強化を図る。

2. 訓練日時

（1）災害対策要員研修及び本部図上演習

平成 27 年 9 月 28 日（月）～ 10 月 1 日（木）

（2）オフサイトセンター設置運営訓練

平成 27 年 10 月 23 日（金） 9：00～15：00

3. 訓練場所

島根県原子力防災センター

4. 参加機関

調整中

5. 訓練内容

（1）災害対策要員研修及び本部図上演習

国が主催し、自治体職員、実動機関等の災害対策要員を対象として、原子力防災関連法令の理解と習得、原子力防災活動の実習、機能班別課題演習を実施。

また、本部図上演習と 10 月 23 日に実施する初動対応訓練を共通のシナリオで実施することにより、反復による初動対応手順の習熟を図る。

（2）オフサイトセンター設置運営

オフサイトセンターに関係機関からの災害対策要員が参集し、当該センターの設置運営を行うとともに、国（ERC）及び各自治体とテレビ会議等により情報共有・伝達を図るなど、関係機関と連携した対応手順について確認する。